固定資産の縦覧など

平成16年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧や固定資産税の課税特例などについてお知らせします。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

市は、平成16年度の固定資産縦覧帳簿を、資産税課（市役所本庁舎2階☎**0798・35・3269**）、北部税務課（塩瀬センター内・山口支所内☎**0797・61・0048**）で縦覧します。

【縦覧帳簿記載項目】土地…所在、地番、地目、地積、価格（評価額）▽家屋…所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格（評価額）

【縦覧期間】4月1日～5月31日（土・日曜、祝日を除く）の午前9時～午後5時15分

【縦覧範囲】土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿。自己資産以外の土地や家屋の価格（評価額）についても縦覧可能

【縦覧対象者】固定資産税の納税者（所有者）かその代理人

【持参するもの】運転免許証や健康保険証、前年度分納税通知書など本人と確認できるもの。また、代理人の場合は必ず委任状持参を

【審査申し出期間】固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から納税通知書を受け取った日以後60日までの間

縦覧期間に限らず可能です

固定資産課税台帳の閲覧等

固定資産課税台帳の閲覧および価格等の証明については、縦覧期間に限らずいつでも、納税者本人の閲覧および証明のほか、土地・家屋の借地・借家人等の人も、関係する固定資産の課税台帳を閲覧することや、証明を受け取ることができます。

【閲覧期間】4月1日から（土・日曜、祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時15分

【閲覧場所】資産税課（**0798・35・3269**）、北部税務課（**0797・61・0048**）※なお、証明は税務管理課（市役所本庁舎2階）、北部税務課、鳴尾・瓦木・甲東の各支所で発行します（サービスセンターでは発行できません）

【閲覧対象者】右表参照

【持参するもの】前記「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」の場合に必要なもののほか、借地・借家人等の人は、賃貸借契約書等権利関係を証明できるものが必要　※代理人の場合は必ず委任状の持参を

固定資産課税台帳閲覧可能対象者一覧

対象固定資産	閲覧できる人
当該納税義務にかかる固定資産	固定資産税の納税義務者
当該権利の目的である土地	土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人　〈例〉借地人
当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地	家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われているものに限る）を有する人　〈例〉借家人
当該権利の目的である固定資産	固定資産の処分をする権利を有する一定の人　〈例〉破産管財人等

固定資産税

住宅用地の課税標準特例

居住用家屋の敷地（住宅用地）については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています（下表参照）。

住宅用地の特例は、本来は固定資産税（土地）の賦課期日である1月1日において、住宅用家屋（人の居住の用に供する家屋）の敷地として利用されている土地に適用されます。住宅用家屋の敷地として利用されていない土地に比べ、税額が大幅に軽減されることになります。この特例措置は、原則として当該土地が1月1日に住宅用家屋の敷地として利用されている場合にのみ適用されるもので、新たに住宅の建築が予定されている土地や住宅が建築中の土地にはこの特例措置の適用がありません。

なお、毎年送付する納税通知書の課税明細書には「住宅用地」または「一部住宅用地」と記載しています。問合せは資産税課（**0798・35・3221**）、北部税務課（**0797・61・0048**）へ。

固定資産税・住宅用地にかかる課税標準の特例措置

	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡までの部分）	価格の6分の1	価格の3分の1
一般住宅用地（住宅用地のうち、一戸あたり200㎡を超える部分）	価格の3分の1	価格の3分の2

震災被災住宅用地

課税標準の特例を継続

平成17年度まで

市は、平成7年1月1日現在に住宅用地の認定を受けていた土地で、阪神・淡路大震災により住宅が滅失したり取り壊されたとき、固定資産税・都市計画税については、住宅が建築されていなくても同一の所有者などが引き続き所有している場合、平成16年度（最長17年度まで）においても引き続き住宅用地であるものとみなして、「住宅用地の課税標準の特例」が適用されます。ただし、貸駐車場など別の用途に使用していない場合に限ります。

この特例については、その後、平成18年1月1日において住宅（居住用家屋）が完成されていなければ、平成18年度からは、住宅用地の課税標準の特例は適用されません。

問合せは資産税課（**0798・35・3221**）、北部税務課（**0797・61・0048**）へ。

震災被災家屋の代替家屋

固定資産税などを軽減

市は、震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の代わりに取得した家屋（代替家屋）の固定資産税と都市計画税を次のとおり軽減します。

該当する人は資産税課（**0798・35・3226**）へ申告してください。

代替家屋は平成7年1月17日から17年3月31日までに取得したものに限ります。

なお、市の新築家屋調査の際に、すでに申告書を提出している人は、再度の手続きは不要です。

【軽減内容】代替家屋にかかる税額のうち、被災家屋の課税床面積相当分について最初の4年度間は2分の1減額、その後2年度間は3分の1減額されます。適用期間は、代替家屋の取得後6年間です。

【適用要件など】①被災家屋を解体または売買などの処分をしていること　②被災家屋は市外も可　③代替家屋は新築・中古のいずれも可。また、損壊した家屋の一部を解体撤去し、その部分に増築を行った場合、その増築部分は代替家屋とみなします　④代替家屋は原則として被災家屋と同じ用途に限ります　⑤代替家屋の所有者が次のいずれかであること▽被災家屋の所有者本人▽被災家屋の所有者の相続人▽被災家屋の所有者の3親等内の親族（被災家屋の所有者本人の居住のため、本人に代わって住宅を建てた場合に限る）▽被災家屋の所有者（法人）の合併により設立された合併法人

※被災家屋の所有者…平成7年1月16日現在の所有者

※被災家屋が賃貸家屋の場合、借家人は所有者要件に該当しないので、この特例の適用はありません

休日納税相談

3月20・21日に納税課で

市は、滞納市税の早期収納を図るため、催告を続けています。

普段、勤務などの関係で納税相談の連絡困難な人や、事情によりまだ納付していない人のために、3月20・21日に納税課（市役所本庁舎2階）で、休日納税相談を行います。ぜひ、ご利用ください。

当日は正面玄関からお入りください。

【時間】午前9時～午後5時

【問合せ先】納税課（**0798・35・3287**）

家電リサイクル法の対象品目に加わります

家庭用電気冷凍庫

家電リサイクル法は、平成13年4月1日から家庭用のクーラー・テレビ・洗濯機・電気冷蔵庫を対象に実施しています。

今年4月1日からは、家庭用電気冷凍庫も対象に追加されるため、4月1日から粗大ごみとして市が電気冷凍庫を引き取り処理することができなくなります。家庭用電気冷凍庫の引き取りは、原則として販売店に引き取ってもらうことになります（リサイクル料金と収集運搬料金が必要）。

粗大ごみとして収集依頼・処理センターへの持ち込みの受付は、いずれも3月31日までです。

《収集を依頼する場合》

粗大ごみ等受付センター（**0798・33・6776**）へ日数に余裕をもって電話で申込をしてください。

★受付時間…月曜～金曜の午前9時～午後7時

《処理センターへ持ち込む場合》

西部総合処理センター（西宮浜3丁目8☎**0798・22・6600**）に持ち込む前日までに電話で予約をしてください。

★受付時間…月曜～金曜（祝日を除く）の午前9時～午後5時15分（正午～午後0時45分を除く）

★持ち込み時間…月曜～土曜（祝日を含む）の午前8時～午後3時半に

インフォメーション

◆市から

生産緑地地区の都市計画変更案

阪神間都市計画生産緑地地区の変更案（高木東1生産緑地地区ほか44地区）を3月16日から29日までの執務時間中に、都市計画部（市役所南館3階）で公開します。この案に意見のある人は、公開期間中、市長あてに意見書を提出できます。

問合せは都市計画課（**0798・35・3660**）へ。

西宮市土地開発公社山口町で宅地分譲

西宮市土地開発公社は、山口町（上山口3丁目、下山口5丁目など）の25区画について、宅地分譲を4月12日から募集します。

応募等の詳細は、本紙3月25日号に折り込む「宅地分譲ニュース」で、また3月25日から同公社ホームページ（アドレスはhttp://www.nishi.or.jp/tochikou）でお知らせします。

問合せは西宮市土地開発公社（**0798・34・7262**）へ。

西宮SOHO交流イベント

市、西宮市ITインキュベーション「創宝にしのみや」などは、3月27日午後1時から西宮商工会議所で「西宮SOHO交流会」を開催します。講演やパネルディスカッション、交流会などが行われます。

申込方法など詳しくは、3月24日までに西宮商工会議所（**0798・33・1131**）へ問合せを。

【対象】SOHO事業者

【参加費】無料。交流会参加者は要参加費1000円（当日支払い）

◆官公署から

人間サイズのまちづくり賞

県が、安全・安心・魅力あるまちづくりに寄与した建築物や、顕著な功績のあった活動団体等に対し贈っている「人間サイズのまちづくり賞」に、甲子園口地区まちづくり協議会と西宮マリナパークシティ港のまちハーバーアヴェニューが選ばれました。詳しくは県のホームページ（アドレスはhttp://web.pref.hyogo.jp/tosisei/machishou/machishou7.htm）でも紹介しています。

問合せは県都市政策担当（**078・341・7711**）へ。

鳥インフルエンザ

市のホームページで予防情報などを提供

鳥インフルエンザが山口県や大分県、京都府の鳥類で発生していますが、本市のホームページ（アドレスはページ下参照）でも感染予防情報などをお知らせしています。

問合せは健康増進課（**0798・26・3675**）へ。